

飲食事業者等感染防止対策補助金のお知らせ

北海道では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者が、感染防止対策強化のために購入した備品等に対する支援事業を創設しましたのでお知らせします。

●補助対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する道内の中小企業者（道内に本社・本店を有する中小法人、道内に住所を有する個人事業者）で道内に店舗を有し、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者

●申請要件

- ① 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること
- ② 事務局の制作したeラーニングを事前に受講し、感染防止対策計画を策定すること
- ③ 事務局が行う現地確認調査に応じること
- ④ 補助対象として申請した備品等に関して、国、市町村等が実施する補助金等を申請、受給していないこと
- ⑤ 飲食事業者においては、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること

●補助金額

補助上限額：75,000円（千円未満切捨て） 補助率：3／4以内 ※申請は1事業者1回限り

●補助対象経費

令和3年6月18日から申請日までの間に購入、設置、支払が完了した備品

- ① 飛沫感染予防対策：アクリル板、防護スクリーン等
- ② 接触感染予防対策：非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー等
- ③ 換気による感染予防対策：空気清浄機（基準あり）、サーキュレーター、換気扇等
- ④ その他：上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象

●補助申請受付期間

補助申請の受付期間は、令和3年11月19日（金）まで ※消印有効

- ① 補助金の申請にはeラーニングを受講し、修了証を取得いただく必要があります
- ② eラーニングの受講期間は、令和3年9月1日（水）～9月17日（金）です
- ③ eラーニングは先着順の受付となり、予定数に達した時点で受講を締め切ります
- ④ 事前にeラーニングを受講し、受講修了証の発行を受けて下さい

●補助申請方法等

- ① 事務局ホームページからeラーニングを受講し、修了証を受領
- ② 申請書の様式を用いて感染防止対策計画を策定 (<https://elearning.hokkaido.jp/>)
- ③ 申請書を簡易書留等により下記の宛先に送付
※申請者が郵便物の追跡かつ配達時に受取確認ができるもので郵送して下さい
※郵便料金の不足のものについては、返却となりますのでご注意ください

【申請先・お問い合わせ先】

〒060-8791 飲食事業者等感染防止対策補助金事務局（住所の記載は不要）

専用電話：011-330-8299 受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ

※ご不明点等につきましては、上記専用電話にお問い合わせください

10月1日から1週間は「公証週間」です

公証人の全国組織である日本公証人連合会では、10月1日からの1週間を「公証週間」と定め、次のとおり「電話相談」と苦小牧公証役場が開設する「夜間公証相談会」を行います。

公正証書による遺言、金銭の貸し借り、子の養育費の支払いの約束や任意後見契約などのご相談にお気軽にご利用ください。

1 日本公証人連合会による「電話相談」

▼期間

10月1日(金)から10月7日(木)まで

▼受付時間

午前10時から正午まで
午後1時から4時30分まで

▼相談員

日本公証人連合会所属公証人

▼電話

03(3502)8239

2 苦小牧公証役場による

「夜間公証相談会」

▼日時

10月1日(金) 午後5時から午後6時30分まで

10月6日(水) 午後5時から午後6時30分まで

▼場所
ら午後6時30分まで

苦小牧公証役場(苦小牧市表町2丁目3番23号 エイシンビル2階)

▼相談員

苦小牧公証役場 公証人 佐藤 隆

▼その他

ご相談はいつも無料です。ご希望の方は、前日までにお問い合わせ先に電話で予約をお願いします。

▼お問い合わせ先

苦小牧公証役場
電話 0144(36)7769

「協会けんぽ」からのお知らせ

1 年に一度は健診を受けましょう

協会けんぽ北海道支部では、年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。

35歳〜74歳の被保険者(ご本人)さまへは、がん健診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防検診」を、

40歳〜74歳の被扶養者(ご家族さま)へは、メタボリックシンドロームに着目した「特

定健康診査」の2つの健診をご用意しております。

また、生活習慣改善のためにメタボリスクの高い方に保健師による健康サポート(特定保健指導)を実施しておりますので、こちらも是非ご利用ください。

2 平日・日中の受診を心がけましょう

夜間や休日に軽傷の患者が安易に医療機関へ受診すると、一刻を争う救急患者の受け入れなどに支障が生じてまいります。

また、休日や夜間などの診療時間外に受診すると、割増料金がかります。

夜間や休日などの診療時間外は、緊急性の高い場合に受診し、緊急性の低い場合は平日の診療時間内に受診することが、日本の医療体制を守ることや医療費の節約につながります。

▼お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ) 北海道支部

電話 011(726)0352

日々の農作業が忙しく健康管理がおろそかになっていませんか?

健康な状態で農作業をするためには、自分の健康状態を知ることが重要です。

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。

定期的に健康診断を受けることが、病気の早期発見・早期治療につながります。

健康な状態で農作業ができるよう、積極的に健康診断を受診しませんか。

40歳から74歳の方は、市区町村等が実施しているメタボリックシンドロームに着目した特定健診の対象です。積極的に受診しましょう。

※医療機関や健康診断の会場では、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行っています。マスクの着用など、受診時の注意を守って、会場にお越しください。

▼お問い合わせ先

農林水産省経営局就農・女性課

電話 03(3501)1962

みどりの食料システム戦略を策定しました

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナウイルスを契機とした生産・消費の変化等の課題に直面しており、地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっております。

このため、農林水産省では、令和3年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。詳しくはホームページをご確認ください。

▼お問い合わせ先

農林水産省北海道農政事務所 企画調整室

電話 011(330)8801
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

電話 03(3502)8056

